

後漢順帝の親政とその統治の展開

渡邊將智

はじめに

これまで後漢の政治過程は、和帝期（八八～一〇五）以降に外戚が国政に参与して専権を振るい、それにもなつて皇帝による支配が弱体化した、と通説的に理解されてきた。そうした外戚の専権の背景について、先学の多くは、皇太后が臨朝称制して幼少の皇帝を後見したことに求めている。このように、従来の漢代史研究では、外戚が皇太后の臨朝を背景に国政に参与したことを、後漢の政治過程を明らかにするための重要な観点と認識した上で、当時の皇帝支配の特色について、皇太后臨朝時における皇帝と外戚の関係を中心に検討してきた。

しかし、前近代中国において、皇太后の臨朝は、皇帝が幼

少などの理由で統治能力を必ずしも十分には發揮できない場合に採られる非常の手段であり、皇帝が皇太后の後見を受けずに親政することこそが通常の状態であった。実際、後漢においても、和帝期以降に第六代の安帝（在位…一〇六～一二五）・第八代の順帝（在位…一二五～一四四）・第一一代の桓帝（在位…一四六～一六七）・第一二代の靈帝（在位…一六八～一八九）が親政した。そのため、後漢の皇帝支配の特色をより詳しく明らかにするために、皇太后が臨朝した時期のみならず、皇帝が親政した時期にも目を向けて、彼らが親政時にどのように統治していたのかを検証する必要がある。

そこで注目されるのが順帝劉保である。彼は安帝の皇太子を廢位された後、安帝と傍系出身の第七代の北郷侯（和帝の甥。在位…一二五）が相次いで崩御するに及び、外戚の閻氏を誅滅した臣下たちに擁立されて帝位を繼承した。安帝・北

郷侯の崩御にともなう皇統の断絶、ならびに政変による帝位継承を経て、順帝は親政時に、誰を、どのように任用して統治したのであろうか。本稿では、順帝の親政の構造とその政治的な背景を検討し、それを通じて後漢における皇帝支配の特色の一端を検証する。

第一節 閻氏の誅滅と順帝の帝位継承

劉保は安帝の庶長子である。母の李氏は劉保を産んでもまなく、閻皇后（安帝の皇后）に毒殺された。劉保が永寧元年（一一〇）四月に皇太子に冊立されて以降、帝位を継承するまでの経緯については、狩野直禎氏による詳細な研究がある³⁾。そこで、以下では、狩野氏の研究成果を参照しつつ、順帝の帝位継承について確認しておきたい。

永寧二年（一一二）三月、臨朝していた鄧太后（和帝の皇后）が崩御すると、安帝は同年五月に鄧氏を誅滅して親政を開始した。そして、外戚の耿宝を大鴻臚から大將軍に昇進させ、同じく外戚の閻頭に執金吾・大鴻臚を歴任させた。耿宝は清河王劉慶（安帝の父、和帝の兄）の嫡妻である耿姫の兄であり、他方、閻頭は閻皇后の兄である。また、耿宝を輩出した扶風耿氏は、耿宝の父の耿襲が降慮公主（明帝の娘）を妻とするなど、公主をたびたび娶った一族であった（以下、公主を娶った一族を「尚主婚家」と称する⁴⁾）。

延光三年（一二四）九月、安帝の乳母たる王聖と宦官の中常侍樊豊らは、劉保の乳母たる王男らを讒言して死に追いやった。さらに王聖らは、王男らの死を嘆く劉保が帝位継承後に自分たちを排斥することを懼れ、閻皇后・閻頭・耿宝や宦官の中常侍江京（大長秋を兼任）らと結んで劉保を讒言した。激怒した安帝は、皇太子の廢位の可否を集議（皇帝の諮問会議。詳しくは後述）において審議させた。この時、太僕來歴・太常桓焉・廷尉張皓は廢位に強く反対したが、安帝は彼らの意見を斥け、同年九月丁酉に詔を下し、劉保を廢位して濟陰王に封じた。その後も來歴らは、光祿勳祝諷・宗正劉璋・侍中施延・太中大夫朱伧らとともに反対し続けた。だが、安帝は翻意せず、ついには來歴を罷免した。

延光四年（一二五）三月丁卯、安帝は行幸の途中、南陽郡葉県で崩御した。安帝に随行していた閻皇后らは、崩御を知った群臣が劉保を擁立することを危惧して、安帝崩御の事実を隠したまま洛陽に帰還し、その後に喪を發した。閻皇后は皇太后として臨朝すると、耿宝を大將軍に留任させるとともに、閻頭を大鴻臚から車騎將軍に昇進させた。そして、閻頭や樊豊とともに安帝の繼嗣を定めて、幼少の北郷侯劉懿（濟北王劉寿の子）の擁立を決定し、同月乙酉に北郷侯に帝位を継承させた。同年四月になると、閻頭は耿宝・王聖・樊豊らを「大不道」（『後漢書』卷五安帝紀・延光四年条）の罪に陥れ、耿宝を自殺に追い込み、王聖を鴈門郡に遷徙し、樊豊らを獄

死させた。

ところが、北郷侯は同年一〇月辛亥に崩御した。幼少の北郷侯には皇子がいなかったため、閼太后と閼頭はその継嗣を定める必要に迫られた。これに先立ち、北郷侯が病に臥した時、司徒李邵らは劉保の擁立を密かに計画していた。しかし、同年一月丁巳、李邵らが計画を実行に移す前に、中黃門孫程ら一九名の宦官が江京らを斬殺し、中常侍李閼を脅迫して、劉保を德陽殿（洛陽城の北宮の正殿）の西鐘の下に迎え、帝位を継承させた。これが順帝である。当時、順帝は一一歳で、元服を済ませていなかった。

その後、順帝は、『後漢書』卷六順帝紀・即位年条に

近臣・尚書以下、輦に従いて南宮に到り、雲臺に登りて、百官を召す。尚書令劉光等、奏言すらく、「孝安皇帝は聖徳明茂なるも、早に天下を弃つ。陛下は正統にして、當に宗廟を奉ずべきに、而るに姦臣、交構して、遂に陛下をして蕃國に龍潛せしむ。羣僚遠近、失望せざる莫し。天命、常に有りて、北郷、永からず、漢徳、盛明にして、福祚、孔^{はなは}だ章らかなり。近臣、建築して、左右、扶翼し、内外、同心して、神明に稽合す。陛下は踐祚して、鴻緒を奉遵し、郊廟の主と爲りて、祖宗の無窮の烈を承續す。上は天心に當たり、下は民望に馱たり。而るに即位して倉卒なれば、典章、多く缺く。請うらくは禮儀を條案し、分別して具に奏せんことを」と。制して曰く、

「可なり」と。乃ち公卿・百僚を召し、虎賁・羽林の士をして南・北宮の諸門に屯せしむ。

とあるように、尚書たちを従えて雲台（洛陽城の南宮の内部に所在）に上り、百官を召集した。そして、尚書令劉光らが礼儀を整備するよう奏上すると、順帝はそれを裁可した。閼頭とその弟たちは、順帝が帝位を継承したことを知ると、兵を率いて北宮に入り、尚書郭鎮の軍勢と交戦した。同月戊午、順帝は禁中（皇帝の生活空間。詳しくは後述）に使者を遣わして璽授を奪取し、さらに閼頭とその弟たちを捕えて誅殺した。順帝は閼太后を離宮に遷し、その他の閼氏一族を日南郡比景県に遷徙した。

第二節 順帝の親政と政策形成

（一）帝位継承直後の政策形成

それでは、閼氏を誅滅して帝位を継承した後、順帝はどのように統治したのであるか。後漢の集議には、皇帝臨席のもと百官を召集して行われる「大議」、皇帝と三公（太尉・司徒・司空）・九卿（太常・光祿勳・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府）の参加する「公卿議」、太傅・三公・將軍とその属僚の参加する「三府議」があり、そこでは政策案の作成と審議が行われた。これらのうち「大議」は朝堂（洛陽城の南宮の南宮前殿に隣接）ならびに百官朝会殿

(南宮の東門の外にある三公の官衙のうち司徒府に付設)に「三公卿議」は朝堂にて、「三府議」は百官朝会殿にて開催された。⁵このように、後漢の集議には、太傅・三公・將軍・九卿が主に参加していた。とりわけ太傅・三公・將軍は、政策形成(政策案の作成・審議・決裁および政策の実施)の過程のうち政策案の作成と審議に中心的に参加し、これによって皇帝の決裁に影響を及ぼすことができた。⁶そこで、順帝の親政の構造を明らかにするためには、順帝が太傅・三公・將軍にどのような出自の人物を任用していたのか、また彼らが必要となる政治姿勢を有していたのかを分析する必要がある。

そもそも北郷侯期には、外戚の車騎將軍閻顯に加えて、太傅馮石・太尉劉熹・司徒李郃・司空劉授が任官していた。なかでも馮石と劉熹とともに「尚書の事を録」べ、官僚機構を統率するとともに国政を総覧した(『後漢書』安帝紀・延光四年条⁷)。彼らは、延光四年一月に順帝が帝位を継承して閻氏を誅滅した後も、太傅・三公に留任した。

馮石は、獲嘉長公主(明帝の娘)の子で、尚主婚家の出身である。安帝期に閻顯・江京と協調関係を結び、皇太子劉保の廢位が集議で議論された時には、安帝の意向を受けて廢位に賛成したとみられる。⁸また、劉熹・劉授は肺腑に該当する人物と考えられる。肺腑とは、後漢の宗室の一員で、具体的には、^①帝位を代々継承した春陵侯家を祖とする各王家の傍系、^②春陵侯家以外の劉氏一族、が該当する。劉熹・劉授は、

安帝期に耿宝・閻顯の請託に応じるなど、耿氏・閻氏の勢力と協調関係を結び、皇太子劉保の廢位にも賛成したとみられる。⁹他方、李郃は、安帝期に大將軍鄧鷲により中央政府に推挙された人物である。先述した通り、北郷侯の崩御後に劉保の擁立を密かに計画したが、その事実は順帝の帝位継承直後にはまだ明るみになっていなかった。¹⁰

このように、順帝の帝位継承直後には、閻氏が誅滅された後にもかかわらず、閻顯と協調関係を結んでいた馮石・劉熹・劉授が太傅・三公に引き続き在官していた。しかも、馮石・劉熹・劉授はともに、皇太子劉保の廢位に賛成した人物であった(以下、皇太子劉保の廢位に賛成した閻氏の与党を、便宜的に「反劉保派」と称する¹¹)。

かかる人事は、どのような政治的背景のもとで行われたのであろうか。『後漢書』順帝紀・即位年条には、延光四年のこととして、次のようにある。

十一月、……戊午、使者を遣わして省に入れ、奪いて璽綬を得、乃ち嘉德殿に幸す。侍御史を遣わして持節せしめ、閻顯及び其の弟たる城門校尉(閻)耀・執金吾(閻)晏を收め、竝びに獄に下して誅す。……壬戌、司隸校尉に詔すらく、「惟れ閻顯・江京の近親、當に辜に伏して誅すべし。其餘は務めて寬貸を崇べ」と。

閻氏を誅滅した直後、司隸校尉に下した詔では、閻顯・江京の親族を誅殺するよう命じる一方で、その他の者たちには寬

大な処置を施すよう指示している。この詔からは、閻氏の与党に対する融和的な姿勢を見て取ることができる。

先に述べた通り、順帝は帝位継承当時、わずか一歳であった。そのため、順帝が右の詔を自分の意思で下し得たとは考えにくい。前掲順帝紀・即位年条においては、尚書令劉光らが礼儀を整備するよう奏上し、順帝がそれを裁可していた。この事例を参考にすると、順帝の帝位継承直後は、臣下たちが自分の奏上した政策案を順帝の名をもって形式的に裁可し、それによって自分たちの意向通りに国政を運営していたとみられる。

では、右の詔の発布に際しては、具体的に誰が、どのように関与していたのであろうか。そのことを示す直接的な記事は史書中に見えない。しかし、順帝の擁立は孫程をはじめとする宦官が主導し、劉光を長とする尚書台がそれに協力していた。このことから、右の詔の発布には、孫程ら宦官と彼らに協力する劉光らの意向が働いていた可能性を想定することができる（以下、順帝の擁立に協力した士人を、便宜的に、「順帝擁立派」と称する）。

言うまでもなく、孫程をはじめとする宦官は、士人専任の三公などに任官して集議に参加することはできなかった。それゆえ、宦官は士人に政策案の作成と審議を委ねる必要があった。とりわけ順帝の帝位継承直後においては、作成と審議を士人にすみやかに委任し、政変に起因する動揺を鎮めること

が求められたであろう。そこで、宦官と「順帝擁立派」は、延光四年一月壬戌の詔において「反劉保派」を自分たちの勢力に取り込もうと図り、馮石・劉熹・劉授の留任を認めて、彼らに政策案の作成と審議を引き続き委ねようとしたのである。しかも、馮石・劉熹は北郷侯期に引き続き「尚書の事を録」べていた。このことから、宦官と「順帝擁立派」は、馮石・劉熹に官僚機構の統率を特に委ねたと考えられる。ここでは、馮石が尚主婚家の出身、劉熹・劉授が肺腑に該当する点に留意しておきたい。

ところが、劉授は延光元年（一二二）一二月に、馮石・劉熹・李郃は永建元年（一二二）正月辛巳に罷免された。彼らのうち李郃は、疾病の発生を理由に策免され（『後漢書』卷八二方術列伝¹²）、馮石・劉熹（劉喜）は、『後漢書』卷三三馮魴列伝に

順帝、既に立ち、（馮）石と（劉）熹とは皆な閻顯・江京等に阿黨するを以て策免せらる。

とあるように、閻顯・江京らにおもねった罪により策免された。劉授については、『後漢書』順帝紀・即位年条の李賢注引『東觀漢記』に

惡逆に阿附し、其の人に非ざるを辟召するを以て、策もて罷めさせらる。

とあり、「惡逆」におもねり不適当な者を辟召した罪に問われて策免されたとする。劉授の罷免が閻氏誅滅の直後である

ことを考えあわせると、彼がおもねった「悪逆」もまた、閻顯・江京らを指すと解される。しからば、馮石・劉熹・劉授はいずれも「反劉保派」であったために罷免されたことになる。

これらを一見すると、宦官と「順帝擁立派」は延光四年一月壬戌の詔で示した人事方針を、わずか一月足らずで転換したごくすぐであるが、果たしてそのようにみなし得るのであるか。『後漢書』順帝紀・永建元年条に、次のようにある。

春正月甲寅、詔して曰く、「……其れ天下に大赦せよ。……

宗室の罪を以て絶てられしもの、皆な屬籍を復せ。其の閻顯・江京等と交通せし者、悉く考する勿かれ。……」

と。

順帝は大赦を下し、宗室のうち罪を犯して屬籍から抹消された者を再登録するとともに、閻顯・江京らと交際していた者を罪に問わないよう命じた。この詔は、劉授が罷免された直後で、かつ馮石・劉熹らが罷免される直前に発布されたものである。永建元年正月甲寅の詔が延光四年一月壬戌の詔と前後して発布されたことから、この詔の発布にも、宦官と「順帝擁立派」の意向が働いていた可能性を想定することが出来る。そうであれば、彼らは先の人事方針を転換したわけではなかったことになる。

富田健之氏によると、後漢章帝期（七五〜八八）以降、司

隸校尉は三公を含む百官を監察の対象とし、三公の任官者が不法行為を行った場合や災異が発生した場合には、該当する人物を劾奏する役割を担っていた¹³。実際、『後漢書』卷五八虞詡列伝に

永建元年、陳禪に代わりて司隸校尉と爲る。數月の間、太傅馮石・太尉劉熹・中常侍程璜・陳秉・孟生・李閔等を奏す。百官、側目し、號して「苛刻」と爲す。

とある通り、馮石・劉熹は、永建元年に陳禪の後任として司隸校尉に任官した虞詡によって、中常侍李閔らとともに摘発された。

陳禪は、『後漢書』卷五一陳禪列伝に

鄧鸞の誅廢せらるるに及び、（陳）禪、故吏を以て免ぜらる。復た車騎將軍閻顯の長史と爲る。順帝、即位するや、司隸校尉に遷せらる。明年、官に卒す。

とあるように、安帝期に大將軍鄧鸞の辟召を受けた故吏で、北郷侯期には車騎將軍閻顯の長史となった。順帝の帝位継承後に司隸校尉に転任し、翌年の永建元年に死去するまで在官した。右に述べた通り、馮石・劉熹が永建元年正月辛巳に虞詡によって摘発されたことからすると、陳禪が司隸校尉に在官した期間は「延光四年一月丁巳以降、永建元年正月辛巳以前」ということになる。もしそうであるならば、延光四年一月壬戌の詔は、具体的には司隸校尉陳禪に下されたもの、ということになり、同年一二月の劉授の罷免には、陳禪

が司隸校尉として関与していた可能性を想定することができ
る。陳禪が閭頭の属僚であったことを勘案すると、あるいは
宦官と「順帝擁立派」は、彼が「反劉保派」の摘発に手心を
加えることを期待して司隸校尉に転任させたのかもしれない。
しかし、仮に右の想定のごとくであるならば、陳禪は実際に
は一月壬戌の詔によって示された人事方針に反して劉授を
摘発したことになる。先に確認した永建元年正月甲寅の詔の
発布には、そのような陳禪の動きを牽制する意図があったと
考えられる。

こうした経緯があったにもかかわらず、虞詡もまた陳禪と
同じく「反劉保派」の摘発に積極的であった。前掲虞詡列伝
によれば、百官は虞詡の処置を「苛刻」とみなして非難した
という。すると、虞詡もまた、延光四年一月壬戌の詔以来
の人事方針に反して馮石らを摘発したことになる。

以上のように、順帝の帝位継承直後、宦官と「順帝擁立派」
は、「反劉保派」を自分たちの勢力に取り込み、彼らを政策
案の作成と審議に参加させようとした。その「反劉保派」は、
順帝の血族（肺腑）と姻族（尚主婚家）によって構成されて
いた。しかし、かかる試みは、司隸校尉の陳禪・虞詡が「反
劉保派」を積極的に摘発したことにより挫折したのであった。

（二）集団指導体制の構築

「反劉保派」が太傅・三公から相次いで罷免された時、順

帝は未だ元服を済ませていなかった。その順帝のもとで、太
傅・三公には如何なる人物が任用されたのであろうか。また、
彼らは順帝による統治をどのように輔佐していたのだらうか。

延光四年一二月、少府陶敦が司空に昇進し、永建元年二月
には、太常桓焉が太傅に、大鴻臚朱寵が大尉に、長樂少府朱
伥が司徒に昇進した。彼らのうち桓焉・朱寵は「尚書の事を
録」べ、国政を総覧した（『後漢書』順帝紀・永建元年条）。

その後、同年一〇月に陶敦が罷免され、廷尉張皓が司空に昇
進した。さらに、永建二年（一二七）七月に朱寵と朱伥が罷
免されると、彼らの後任として太常劉光が太尉に、光祿勳許
敬が司徒に昇進し、劉光は桓焉とともに「尚書の事を録」べ
た（『後漢書』順帝紀・永建二年条）。

この間、永建元年七月に衛尉來歴が車騎將軍に昇進した。
廖伯源氏は、後漢において將軍は軍隊を統率することなく国
政運営に参与する場合があったとし、その具体例の一つとし
て車騎將軍來歴の事例を挙げている。¹⁵⁾ この見解に基づくと、
來歴は太傅桓焉や朱寵・劉光ら三公任官者とともに、政策案
の作成と審議に参加していたことになる。ただし、桓焉は永
建三年（一二八）一二月に禁錮刑に処された者を辟召した罪
に問われて罷免され（『後漢書』卷三七桓榮列伝附桓焉列伝）、
來歴もまた同年に母の喪に服するため病を理由に辞職を願ひ出
て罷免された（『後漢書』卷一五來歙列伝附來歴列伝）。

では、右に挙げた人物たちは、どのような出自と政治姿勢

を有していたのであろうか。先述したように、来歴・桓焉・張皓・朱伉はいずれも、安帝期に皇太子劉保の廢位に反対した人物である。彼らのうち来歴は、先に述べた通り実母が武安公主（明帝の娘）で、尚主婚家の出身であった。桓焉は、後漢の歴代皇帝に学問を代々教授した「帝師」（『後漢書』卷三七桓榮列伝の論）の家柄たる沛国桓氏の出身である。安帝期には安帝に学問を教授するとともに、太子少傅・太子太傅を歴任して皇太子劉保を養育した¹⁶。また、張皓は、安帝期に大將軍鄧騭の辟召を受けた故吏であった¹⁷。順帝の擁立に際して、来歴・桓焉・張皓・朱伉が如何なる政治姿勢を有していたのかは、史書中に明らかではない。しかし、右のような劉保との関係を勘案すると、基本的には順帝による帝位継承を支持する立場にあったとみなし得る（以下、皇太子劉保の廢位に反対した士人を、便宜的に、「親劉保派」と称する）。

劉光は、先述したように「順帝擁立派」の一員で、順帝の帝位継承当時は尚書令に在官していた。彼の甥にあたる劉矩は桓帝期に宗正に任官したが、後漢ではこの官に肺腑が任用される傾向があった¹⁸。それゆえ、劉光は肺腑に該当する人物と考えられる。

他方、陶敦は、安帝期に大將軍鄧騭に推挙された人物である（『後漢書』卷一六鄧禹列伝附鄧騭列伝）。彼は、『後漢書』順帝紀・即位年条に、順帝が帝位を継承した翌月のこととして

十二月甲申、少府たる河南の陶敦を以て司空と爲す。とあるように、河南尹を本貫とし、司空に昇進する直前まで少府に在官していた。これに関連して、『後漢書』方術列伝上には、李郃の司徒在官時のこととして、次のようにある。

北郷侯の病むに及び、（李）郃、陰かに少府たる河南の陶範、歩兵校尉趙直と謀りて順帝を立つ。會々孫程等の事、先に成り、故に郃の功、顯れず。明年、吏民、疾病し、仍お災異有るに坐し、策を賜りて免ぜらる。將作大匠翟輔、郃の潛かに大計を圖り、以て社稷を安んぜんとするを上る。是に於いて陰謀の功を録し、郃を涉都侯に封ぜんとするも、辭讓して受けず。

李郃が北郷侯の病に乗じて済陰王劉保を擁立しようと計画した時、河南尹を本貫とする少府陶範がそれに与した。「陶敦」・「陶範」の本貫（河南尹）と順帝の帝位継承前後における両者の本官（少府）が一致すること、ならびに『後漢書』中において「陶範」が右の方術列伝以外には見えないことから、「陶敦」と「陶範」は同一人物と考えられる。そうであれば、陶敦は宦官および「順帝擁立派」とは行動をともしなかつたものの、閻氏らによる皇太子劉保の廢位に反対すると同時に、順帝による帝位継承を支持する立場にあったといえる。朱寵は、安帝期に大將軍鄧騭の辟召を受けた故吏であり（『後漢書』鄧禹列伝附鄧騭列伝）、また桓焉の父たる桓郁から学問を学んだ門生でもあった（『後漢書』卷三七桓榮列伝

附桓郁列伝)。大司農在官時に鄧氏が誅滅されると、安帝に上疏して鄧鸞らの無実を訴えた後、自ら廷尉に出頭し、尚書陳忠の弾劾を受けて一時罷免された(『後漢書』鄧禹列伝附鄧鸞列伝、同卷四六陳寵列伝附陳忠列伝)。ただし、順帝の擁立に際して、朱寵がどのような政治姿勢を有していたのか、史書中からうかがい知ることはできない。

許敬は、和帝、安帝期に江夏太守・沛相などを歴任した人物である。順帝の擁立に際して、彼がどのような政治姿勢を有していたのかは、史書中に明らかではない。しかし、『後漢紀』卷一八順帝紀上・永建四年条に

(許) 敬は臧否を以て己の任と爲し、和・安の間に仕う。竇・鄧・閻氏の盛に當たり、直道もて進み、屈撓する所無し。三家、既に敗れ、染汗有る者多きも、敬は居然自適し、謗りを引きて己に及ぼさず。當世、此れを以て之を奇とす。

とあり、許敬は和帝、安帝期において、善悪を判断すること自分の任務と心得て、正しい道理に基づき、閻氏ら当時權勢を振るっていた外戚に恐れ怯むことが無かったという。このことから、許敬は閻氏に対して批判的な立場にあったといえる。

以上のように、「反劉保派」が摘発された後、永建三年までの時期においては、①「親劉保派」(來歴・桓焉・張皓・朱伉)、②「順帝擁立派」(劉光)、③その他(陶敦・朱寵・

許敬)、が太傅・三公・車騎將軍に任官し、政策案の作成と審議に参加していた。彼らのうち「親劉保派」の桓焉は、この時期に一貫して「尚書の事を録」べ、国政を総覧した。他方、陶敦・朱寵は、「親劉保派」の張皓と同じく、鄧鸞の辟召や推挙を受けた人物である。さらに朱寵は、「親劉保派」の桓焉の父たる桓郁の門生でもあった。また、『後漢書』卷七六循吏列伝に、「順帝擁立派」の劉光の兄たる劉叔遼(劉矩の父)について

(劉) 矩、少くして高節有るも、父の叔遼の未だ仕進するを得ざるを以て、遂に州郡の命を絶つ。太尉朱寵・太傅桓焉、其の志義を嘉し、故に叔遼、此れを以て諸公の辟する所と爲り、議郎を拜す。矩、乃ち孝廉に擧げらる。

とあるように、順帝の帝位継承後、劉叔遼が「諸公」に辟召されて議郎に任官し得たのは、朱寵と桓焉が彼の「志義」を評価したことによる。これらの事例からうかがい知ることができるよう、「親劉保派」・「順帝擁立派」などに属する士人は、人事や学問を媒介として互いに交流関係を結んでいた。④²⁰。しからは、永建元年以降は、「親劉保派」・「順帝擁立派」らが互いに連携しつつ政策案の作成と審議に参加し、それによって元服前の順帝を輔佐する集団指導体制を布いていたと考えられる(以下、集団指導体制に参画する「親劉保派」・「順帝擁立派」らを、便宜的に、「順帝親政派」と総称する)。

この集団指導体制に参画した人物のうち、車騎將軍來歴は

尚主婚家の出身であり、太尉劉光は肺腑に該当する。とりわけ劉光は「尚書の事を録」べ、国政を総覧した。ここでは順帝の血族（肺腑）と姻族（尚主婚家）が政策案の作成と審議に参加していた点に留意しておきたい。

（三）三公・尚書と集団指導体制

「順帝親政派」による集団指導体制が布かれた当時の政治状況を具体的に示す史料として、『後漢書』卷三七桓榮列伝附桓焉列伝がある。

順帝、即位するや、太傅を拜し、太尉朱寵と與に並びに尚書の事を録す。（桓）焉、復た入りて經を禁中に授け、因りて讜見し、建言すらく、「宜しく三公・尚書を引き入れて事を省さしむべし」と。帝、之に従う。

順帝は帝位を継承すると、太傅桓焉の建言に従い、三公・尚書を「入」れて「事を省」させた。かかる措置は、『後漢書』順帝紀・永建元年条に

九月辛亥、初めて三公・尚書をして入りて事を奏せしむ。とある通り、永建元年九月より実施された。

それでは、右の桓焉列伝において三公・尚書に委ねられた「事を省」とは如何なる行為を指し、それはどこに「入」って行われたのであろうか。右の順帝紀には、順帝が三公・尚書を「入」れて「事を奏」させた」と記している。すると、この記事に対応する桓焉列伝の「事を省」とは、三公・尚書

が政事に関する事柄を順帝に奏上したことを指すと解される。

他方、三公・尚書が「入」った具体的な場所を検証するにあたっては、これらの官の官衛の位置に注目することが有効である。後漢洛陽城の都城の内部には、南宮と北宮という二つの宮城があった。これらの宮城の内部にはそれぞれ、前殿と総称される建物（德陽殿・崇德殿・南宮前殿・嘉德殿など）と、禁中と呼ばれる建物群があり、前者は皇帝の主たる執務場所、後者は皇帝の生活空間であった。三公の官衛は南宮の東門の外に、尚書台の官衛は前殿・禁中と同じく南宮の内部（禁中の外部）に設けられていた²²。したがって、自分の官衛を出発した三公・尚書がともに並んで「入」ることが可能な場所は、前殿または禁中ということになる。

では、三公・尚書は、前殿・禁中のいずれに「入」って順帝に奏上したのであろうか。『後漢書』虞詡列伝に、中常侍張防を弾劾した司隸校尉虞詡が、かえって張防により無実の罪に陥れた時のこととして、次のようにある。

宦者孫程・張賢等、（虞）詡の忠を以て罪を獲るを知り、乃ち相率いて奏し、見えんことを乞う。程、曰く、「……司隸校尉虞詡は、陛下の爲に忠を盡くすに、而るに更に拘繫を被る。常侍張防は、臧罪、明正にして、反りて忠良を構う。今、客星、羽林を守る。其の占に、「宮中に姦臣有り」と。宜しく急ぎ防を収めて獄に送り、以て天變を塞ぎ、詔を下して詡を出だし、還た印綬を假すべし」

と。時に防、立ちて帝の後に在り。程、乃ち防を叱りて曰く、「姦臣張防、何ぞ殿を下らざる」と。防、已むを得ず、趨りて東箱に就く。程、曰く、「陛下、急ぎ防を收め、阿母より請を求めしむること無かれ」と。帝、諸尚書に問う。尚書賈朗、素より防と善し、詔の罪を證す。帝、焉れを疑う。

孫程ら宦官は順帝に朝見して、虞詡の無実と張防の罪過を直接訴え、その場にいた張防に前殿より下るよう叱責した。これをうけて張防が東箱に退出すると、順帝は賈朗をはじめとする尚書たちに意見を求めた。

東箱（東廂）は、『後漢書』卷六一周拳列伝に

陽嘉三年、……是の歳、河南・三輔、大旱あり、五穀、災傷す。天子、親自ら德陽殿の東廂に露坐して雨を請う。

又た司隸・河南に下し、河神・名山・大澤に禱祀せしむ。とあるように、洛陽城の北宮の正殿たる德陽殿に付設されていた⁽²²⁾。また、右の虞詡列伝に対応する『後漢書』卷七八宦者列伝に

永建元年、（孫）程、張賢・孟叔・馬國等と與に司隸校尉虞詡の爲に罪を訟え、表を懷きて殿に上り、左右を呵叱す。（順）帝、怒り、遂に程の官を免じ、因りて悉く十九侯を遣わして就國せしむ。後に徙し、程を封じて宜城侯と爲す。

とあり、孫程らは前殿において側近（具体的には張防）を叱

責した。これらを総合すると、この時に孫程らと張防のやり取りを見ていた尚書たちは、前殿（具体的には德陽殿）の内部で順帝の側に侍り執務していたことになる。

ここで問題となるのは、孫程らが張防を叱責した事件が発生した時期である。先述した通り、順帝が司隸校尉在官中の虞詡の上書に基づいて司空陶敦を罷免したのは、永建元年一〇月であった。すると、右の事件は、虞詡が司隸校尉に在官していたことが確実な永建元年一〇月以降に起きたことになる。先に述べたように、太傅桓焉が三公・尚書を「入」れて奏上させるよう提言し、それが実施されたのは、永建元年九月であった。しかれば、右の虞詡列伝の記事は、尚書が前殿に「入」って順帝に奏上していたことを具体的に示すものとみなすことができる。

以上のことから、太傅桓焉の提言により三公・尚書が「入」った場所は、洛陽城の北宮・南宮の内部にある前殿、と解することができる。また、右の虞詡列伝において、尚書賈朗が自分の意見を順帝に直接述べていることからすると、前殿における三公・尚書の奏上は、順帝に対して直接口頭で行っていたと考えられる。

それでは、三公・尚書は前殿において、具体的にはどのような事柄を奏上したのであろうか。その内容をうかがい知ることのできる史料として注目されるのが、『後漢書』卷六一左雄列伝である。

永建の初め、公車もて徴して議郎に拜す。時に順帝、新たに立ち、大臣、懈怠して、朝、多く政を闕く。(左)

雄、數ミ事を言い、其の辭、深切たり。尚書僕射虞詡、

雄の有忠公節なるを以て上疏し、之を薦めて曰く、「……

伏して見るに、議郎左雄は、數ミ封事を上り、陛下の身の難扨に遭うを引きて至り、以て警戒を爲す。……宜しく擢んで喉舌の官に在らしむべし。必ず匡弼の益有らん」と。是れに由りて雄を尚書に拜し、再遷して尚書令たり。……雄の納言を掌りてより、匡肅する所多し。章表奏議有る毎に、臺閣、以て故事と爲す。

順帝の帝位繼承後、議郎左雄は大臣が怠慢で国政が滞っていることを問題視し、順帝にたびたび進言した。尚書僕射虞詡は、左雄の忠節と進言の内容を高く評価し、国政を正し助けさせるために彼を尚書（喉舌の官）・「納言」に任用するよう求めた。かくして尚書・尚書令を歴任した左雄は、国政を多く正し、彼の上奏文や奏上の内容は故事となったという。

虞詡は、先述のごとく永建元年に司隸校尉に任官したが、その後、議郎に転任し、さらにその数日後に尚書僕射に転任した（『後漢書』虞詡列伝）。前掲『後漢書』虞詡列伝の後文には、彼が司隸校尉在官時に太傅馮石・太尉劉熹らを摘発した後の様子について、次のようにある。

三公、（虞）詡の盛夏に多く無辜を拘繫し、吏人の患いと爲るを効奏す。詡、上書し自訟して曰く、「……臣の

發擧する所、臧罪は一に非ざれば、二府、臣の奏する所と爲るを恐れ、遂に誣罪を加う。臣は將に史魚の死に従い、即ち尸を以て諫めんとするのみ」と。順帝、其の章を省、乃ち爲に司空陶敦を免す。

三公は虞詡が盛夏に罪無き者たちを多く捕えたことを理由に彼を効奏したが、順帝は虞詡の上書に基づいて司空陶敦を罷免した。陶敦が罷免されたのは永建元年一〇月のことであるので（『後漢書』順帝紀・永建元年条）、虞詡が尚書僕射に転任したのは、それ以降のことである。すると、尚書僕射虞詡が左雄を尚書に任用するよう求めたのは、三公・尚書による前殿での奏上が開始された後のこととなる。このことから、虞詡は左雄が前殿での奏上を通じて国政を正し助けることを期待し、彼を尚書に任用するよう求めたと考えられる。そうであるならば、三公・尚書による前殿での奏上は、順帝による国政運営の誤りを正し助けることを目的として行われたもの、ということになる。先に検証したように、当時は「順帝親政派」による集団指導体制が布かれていた。三公・尚書による奏上は、この集団指導体制を補完するものとして位置づけることができる。

筆者が以前に検証したように、尚書台は文書伝達（上奏文ならびに詔の伝達）を担当する官署であった。したがって、尚書台は、公府・將軍府のように政策形成に中心的に参加していたわけではなく、また側近官（侍中・中常侍・大夫・議

郎)のように皇帝の諮問に応じる役割を担っていたわけでもなかった。だが、上奏文と詔の論拠として用いる故事が尚書台に保管されていたため、元服前の順帝を輔佐する集団指導体制下においては、国政を正し助ける役割が尚書台に臨時的に委ねられたと考えられる。

第三節 順帝の元服と政策形成

順帝は、車騎將軍來歴と太傅桓焉が罷免された翌年の永建四年(一二九)正月に一五歳で元服し、三公には太尉劉光・司徒許敬・司空張皓が引き続き在官した。これ以降、順帝が崩御するまで車騎將軍と太傅は再設置されなかったが、三公には如何なる人物が任用されたのであろうか。

劉光・張皓は永建四年八月に罷免され、その後任として大鴻臚龐參が太尉に、太常王龔が司空に昇進した。この時、龐參は「尚書の事を録」べ、国政を総覧した(『後漢書』順帝紀・永建四年条)。同年一月には許敬が罷免され、宗正劉崎が司徒となった。陽嘉二年(一三三)五月、王龔が罷免されて太常孔扶が司空に昇進し、同年七月には龐參が罷免されて大鴻臚施延が太尉に昇進した。同三年(一三四)一月になると、劉崎・孔扶が罷免され、大司農黃尚が司徒に、光祿勳王卓が司空に昇進した。

では、右に挙げた人物たちは、どのような出自と政治姿勢

を有していたのであろうか。龐參は、安帝期に漢陽太守・護羌校尉を歴任して対羌戦争に従事し、羌人の侵攻を受ける涼州を放棄するよう大將軍鄧鸞に進言した。順帝期になると、永建元年に度遼將軍となり、同四年には大鴻臚となった。その後、龐參が太尉に昇進したのは、彼を「宰相の器能」(『後漢書』卷五一龐參列伝)を有する人物と評価した尚書僕射虞詡の推薦によるものであった。先に確認したように、虞詡は司隸校尉在官時に「反劉保派」を摘発した人物である。龐參が虞詡と政治姿勢を同じくしていたか否かは判然としないが、鄧鸞に才能を認められた点において許敬や張皓と共通する。

王龔は、安帝期に尚書・司隸校尉などを歴任した後、汝南太守在官中の永建元年に順帝の徵召を受けて太僕に任官し、さらに太常に転任した。先に確認した通り、永建元年は「順帝親政派」による集団指導体制が布かれた年であり、また順帝は元服前であった。すると、王龔に対する徵召は、順帝の意思によるものではなく、むしろ集団指導体制を布く「順帝親政派」の意向に沿うもの、とみなすことができる。

劉崎の詳しい事績は不明である。ただし、司徒に昇進するまで宗正に任官していたこと、ならびに子の劉寛が靈帝期に宗正に任用されたことから(『後漢書』卷二五劉寛列伝)、肺腑に該当する人物と考えられる。

孔扶は、孔子の一九代目の後裔である。徵召を受けて博士に任官した後、太常を経て司空に昇進したが、旱魃の発生を

理由に策免され、その後は弘農太守に任官した⁽²⁷⁾。施延は、先述したように、皇太子劉保の廢位に反対した人物である。黄尚は、『太平御覽』卷四九六・諺下条引『楚國先賢伝』に

諺に曰く、「黄尚、司隸と爲り、奸慝、自ら弭う。左雄、尚書令と爲り、天下、選舉を愼む」と。

とあるように、順帝期に司隸校尉に任官し、その治績を尚書令左雄と並んで称えられた。ただし、その出自や司徒在官中とそれ以前の詳しい事績は、史書中からは明らかにし得ない。王卓については、その出自と詳しい事績は不明である。

以上のように、順帝の元服以降の三公任官者のうち、その政治姿勢を史書中から明確に確認できる者は、施延のみであった。しかし、右に挙げた龐參・王龔・劉崎・孔扶・施延・黄尚・王卓はいずれも、三公に昇進する直前まで九卿に在官していた点において共通している。なかでも龐參・王龔・劉崎が九卿に在官した時期は、「順帝親政派」による集団指導体制が布かれていた時期に相当する。先述のごとく、後漢の九卿が三公などとともに集議に参加していたことを勘案すると、龐參ら三名は集団指導体制に参画した人物、とみなすことができる。また、孔扶・施延・黄尚・王卓が九卿に在官した時期は、龐參・王龔・劉崎が三公に在官した時期に相当するとみられる。もしそうであれば、孔扶ら四名もまた集団指導体制に参画した人物、ということになる。このように、「順帝親政派」が順帝による統治を輔佐する体制は、元服以降も引

き続き布かれていた。

この時期、張皓は陽嘉元年（一三二）に病死するまで廷尉に（『後漢書』卷五六張皓列伝）、来歴は同二年に病死するまで大鴻臚に在官していた（『後漢書』来欽列伝附来歴列伝）。

また桓焉は、来歴の死後にその後任として、光祿大夫より大鴻臚に昇進した（『後漢書』桓榮列伝附桓焉列伝）。「順帝親政派」の主要人物が、太傅・三公・車騎將軍を罷免された後も九卿を本官として集議に参加していたとするならば、「順帝親政派」による集団指導体制は順帝の元服以降も引き続き布かれていたことになる。

ところが、永建七年（一三二）正月、順帝は梁貴人を皇后に冊立し、その父たる梁商を執金吾に任用した。梁商の叔母の梁貴人（章帝の側妾）は和帝の実母であり、大叔父の梁松は舞陽長公主（光武帝の娘）を娶った人物である。梁商は外戚であると同時に、尚主婚家の出身でもあった。

陽嘉三年、順帝は梁商を執金吾から大將軍に昇進させようとした。この時は梁商が病を理由に固辞したため実現しなかったが、順帝は同四年（一三五）四月に太尉施延を罷免して、前の太尉たる龐參をその後任とすると同時に、梁商を大將軍に昇進させて「輔政」（皇帝による統治を輔佐する役割）の任を委ねた。⁽²⁸⁾『後漢書』卷三四梁統列伝附梁商列伝に

（梁）商、戚屬を以て高位に居りてより、存う毎に謙柔たり。己を虚しくして賢を進め、漢陽の巨覽、上黨の陳

龜を辟して掾・屬と爲し、李固・周舉を從事中郎と爲す。是に於いて京師、翕然とし、稱えるに「良輔」と爲す。

(順) 帝、重く焉れに委ぬ。

とあるように、当時の梁商は順帝から政事を委任され、その諮問に応じていた。この記事に基づくと、梁商による「輔政」とは、具体的には、順帝の諮問への応対を通じてその意思決定に直接参与するものであったといえる。その一方で、大將軍を本官とする梁商は、三公とともに政策案の作成と審議に参加する立場にあった。先に確認したように、当時の三公は大尉龐參・司徒黃尚・司空王卓であり、いずれも「順帝親政派」による集団指導体制に九卿として参画していた。すると、梁商は、それまで集団指導体制を布いていた「順帝親政派」と連携しつつ、政策案の作成と審議に参加していたこととなる。このことは見方を変えれば、梁商による「輔政」を「順帝親政派」が支える体制を、順帝が新たに構築したものと見える。

先に確認した通り、順帝の元服以前には、その血族(肺腑)と姻族(尚主婚家)が政策案の作成と審議に参加していた。元服以降は肺腑の劉光・劉崎が三公に任官し、なかでも劉光は「尚書の事を録」べ、国政を総覧した。また、順帝の姻族(外戚かつ尚主婚家)の梁商が大將軍に在官した時期には、永和三年(一三八)九月に光禄勳劉寿が司徒に昇進した(『後漢書』順帝紀・永和三年条)。劉寿は、史書中にその名

が春陵侯家を祖とする各王家の直系としては見えないことから、肺腑に該当する人物と考えられる。このように、順帝の血族(肺腑)は、順帝の元服以降、梁商政権に至るまで引き続き、政策案の作成と審議に参加していたのである。

第四節 順帝の親政の展開とその政治的背景

前節までに検証したように、順帝の親政は、①宦官と「順帝擁立派」による「反劉保派」の取り込みとその挫折、②「順帝親政派」による集団指導体制の構築、③姻族(外戚かつ尚主婚家)の梁氏による「輔政」、という三つの段階を経て展開した。これらの各段階においては、いずれも、順帝の血族(肺腑)と姻族(尚主婚家・外戚)が政策案の作成と審議に参加していた。かかる順帝期の政治過程の背景には、如何なる政治的な問題があったのであろうか。

第一節で確認したように、順帝の帝位継承は、閻氏誅滅の政変にともなうものであった。ただし、徐芬・翁頻両氏の指摘する通り、北郷侯期・順帝期において、臣下たちの多くは順帝劉保を安帝の正統な継嗣と認識していた^⑧。たとえば前掲『後漢書』順帝紀・即位年条によると、順帝が帝位を継承した直後に百官を召集した時、「順帝擁立派」の尚書令劉光らは、順帝を安帝から「宗廟」を受け継ぐべき「正統」な継嗣と評価し、その順帝が「北郷」(北郷侯)の崩御後に「踐祚」

(帝位継承) したことを「祖宗の無窮の烈を承續」するものとみなしていた。

そもそも両漢代において皇帝崩御時に皇子・兄弟がともにいない場合、もしくは皇子がおらず兄弟も帝位継承者として不適当な場合には基本的に、今文学説を論拠として、皇帝と傍系(皇帝の子の世代)の間または皇帝の父と傍系(皇帝の父の子の世代)の間で父子関係を擬制した上で、傍系に帝位を継承させていた。たとえば、第五代の殤帝(和帝の末子)。

在位・一〇五―一〇六)の崩御後、鄧太后は、今文学説を論拠として和帝と傍系の劉祐(清河王劉慶の子、和帝の甥)の間で父子関係を擬制し、それによって劉祐を「孝和皇帝の嗣(和帝の継嗣)」と定めた上で、傍系から帝位を継承させた(『後漢書』安帝紀・即位年条³¹⁾)。他方、北郷侯については、『後漢紀』卷一七安帝紀下・延光四年条に次のようにある。

三月、……辛未、乃ち喪を發す。(閻)皇后、兄の閻顯と謀り、徵す所の濟北王の子たる北郷侯(劉)懿を以て帝の嗣と爲し、閻顯を以て車騎將軍と爲す。乙酉、北郷侯、皇帝位に即き、(閻)太后、臨朝す。

安帝の崩御後、閻太后は傍系の北郷侯を「帝の嗣」(安帝の継嗣)と定めた。だが、閻太后が如何なる論拠に基づいて北郷侯を「帝の嗣」と定めたのかは、史書中に明記されていない。しかも、安帝とその従弟にあたる北郷侯は同世代であるため、閻太后が今文学説を論拠として安帝と北郷侯の間で父

子関係を擬制することは不可能であった。すると、閻太后は、本来であれば傍系から帝位を継承する資格の無い北郷侯を「帝の嗣」と強引に定めたことになり、この点において北郷侯の正統性は著しく欠如していた。それに対して、安帝の皇子たる劉保は帝位継承者として必ずしも不適当ではなく、彼こそが安帝から帝位を継承すべきであった。ゆえに宦官と「順帝擁立派」は、北郷侯を安帝の「正統」な継嗣とは認めなかつたのである。³²⁾

ところが、『後漢書』順帝紀・即位年条に、次のようにある。

十一月、……己卯、少帝を葬るに諸王の禮を以てす。……癸卯、尚書、奏請すらく、「有司に下して、延光三年九月丁酉の皇太子を以て濟陰王と爲す詔書を收め還さしめん」と。奏、可とせらる。

順帝は帝位を継承した延光四年一月に、「少帝」こと北郷侯を天子の礼ではなく「諸王の禮」(諸侯王の礼)をもって葬った。その翌月には尚書の上奏に従い、安帝が皇太子劉保を廢位するために下した延光三年九月丁酉の詔を回収した。両漢代において、一旦發布した詔を後に回収した事例は、右の順帝紀以外には史書中に見えず、この点において延光三年九月丁酉の詔の回収は極めて異例の措置であった。かかる一連の措置を順帝の名において講じることによって、宦官と「順帝擁立派」は、北郷侯の帝位継承を無効とするともに、

皇太子劉保の廢位を撤回し、それを通じて「順帝が安帝の繼嗣として帝位を繼承した」という形式を整えたのである。これを逆説的に言えば、閻氏誅滅の政変により帝位を繼承した順帝の正統性は、右のような措置を講じなければ確保し得ないほど不安定なものであった、ということになる。延光四年当時の宦官と「順帝擁立派」にとつては、順帝の正統性を早急に確保して、その統治の安定を図ることが喫緊の課題であつた。³³⁾

なんととなれば、順帝が帝位を繼承した当時、太傅馮石をはじめとする「反劉保派」は中央政府に残存しており、閻太后も永建元年正月辛未まで存命であつた（『後漢書』順帝紀・永建元年条）。これに関連して、『後漢書』周拳列伝に次のようにある。

延光四年、司徒李郃の府に辟せらる。時に宦者孫程等、既に順帝を立て、諸閹を誅滅す。議郎陳禪、以爲えらく、「閻太后は帝と母子の恩無ければ、宜しく別館に徙して、朝見を絶つべし」と。羣臣・議者、咸な以て宜しと爲す。（周）舉、郃に謂いて曰く、「……今、諸閹、新たに誅せられ、太后、幽せられて離宮に在り。若し悲愁、疾を生み、一旦、不虞あらば、主上、將に何を以て天下に令せんとす。如し禪の議に従えば、後世、咎を明公に歸す。宜しく密かに朝廷に表して、太后を奉じ、羣臣を率厲して、朝覲、舊の如くし、以て天心を厭い、以て人望に荅

えしむべし」と。郃、即ち上疏して之を陳ぶ。明年正月、帝、乃ち東宮に朝す。太后、此れに由り以て安んず。

閻氏誅滅後、議郎陳禪は順帝と閻太后の間に「母子の恩」が無いことを理由に、順帝による閻太后への朝見を取り止めることを求め、臣下たちはこの意見に賛同した。それに対して周拳は、朝見の取り止めが人々の憎悪を生み出して不測の事態が起きることを危惧し、朝見を継続するよう主張した。李郃は周拳の意見を聞き入れて上疏し、これをうけて順帝は永建元年正月に閻太后に朝見した。この事例からは、周拳や李郃をはじめとする臣下たちが、閻太后や「反劉保派」の動向を警戒していた様子を見て取ることができる。

また、『後漢書』卷一〇皇后紀下を確認すると、次の記事に注目される。

少帝、立ちて二百餘日にして疾篤し。（閻）顯の兄弟及び江京等、皆な左右に在り。京、顯を引き屏語して曰く、「北郷侯の病、解けざれば、國嗣、宜しく時に定むること有るべし。前に濟陰王を用いず。今、若し之を立つれば、後に必ず當に怨むべし。又た何ぞ早に諸王子を徴して、置く所を簡ばざるか」と。顯、以て然りと爲す。少帝の薨するに及び、京、（閻）太后に白し、濟北・河間の子を徴す。未だ至らずして、中黃門孫程、合わせて江京等を謀殺し、濟陰王を立つ。是れ順帝たり。

北郷侯（「少帝」）の崩御後、江京は北郷侯の繼嗣の候補者と

して濟北王の王子と河間王の王子を召喚するよう閻太后に進言した。しかし、彼らが洛陽城に到着する前に孫程らによる政変が起き、濟陰王劉保が帝位を継承した。当時の濟北王は劉登（北郷侯の兄）、河間王は劉開（和帝の弟、北郷侯の叔父）である（『後漢書』順帝紀、同卷五五章帝八王伝）。したがって、閻太后に召喚された濟北王の王子は北郷侯の甥に、河間王の王子は北郷侯の従兄弟に相当する。

このような北郷侯崩御時の状況を、先述した傍系の帝位継承のあり方に照らし合わせると、濟北王の王子については、安帝（閻太后が想定する北郷侯の擬制上の「父」）または北郷侯との間で父子関係を擬制することは不可能であった。しかし、河間王の子に関しては、北郷侯との間で父子関係を擬制することによって、傍系から帝位を継承することが可能であった。すると、北郷侯が崩御した当時、宗室のなかには、帝位を継承し得る有資格者が、濟陰王劉保以外にも存在していたことになる。

こうした状況のもとで順帝による統治の安定を実現するためには、その正統性を確保するのみならず、宗室ならびに「反劉保派」を懐柔して、彼らの反発や不穏な動きを抑える必要があった。そこで、宦官と「順帝擁立派」は、「反劉保派」を自分たちの勢力に取り込もうとしたのである。前掲『後漢書』順帝紀・永建元年条所載の正月甲寅の詔において順帝は、宗室のうち罪を犯して属籍から抹消された者を再登

録するとともに、閻顯・江京らと交際していた者を罪に問わないよう命じた。第二節で述べたように、この詔は宦官と「順帝擁立派」の意向により発布されたものと想定される。

そうであるならば、当該の詔は、宦官と「順帝擁立派」が宗室ならびに「反劉保派」に対して特別な配慮を示したことを意味すると同時に、彼らが順帝の正統性に対して不安を抱いていたことを如実に表すもの、ということになろう。そのような正統性に対する不安は、安帝の継嗣問題に起因するものとみなし得る。このことから、当時の宦官および「順帝擁立派」と「反劉保派」の微妙な関係をうかがい知ることができ

る。右のような「反劉保派」に対する特別な配慮は、「順帝親政派」による集団指導体制が構築された後も引き続きなされた。『後漢書』順帝紀・永建四年条には次のようである。

春正月丙寅、詔して曰く、「……其れ天下を救せ。甲寅の敕令より已來は秩・属籍を復し、三年正月已來は還た贖わしめよ。其れ閻顯・江京等の知識・婚姻の禁錮、一に之を原除せよ。務めて寛和を崇び、敬いて時令に順い、典に遵い苛を去り、以て朕の意を稱れ」と。丙子、（順帝、元服を加う。

永建四年正月丙寅、順帝は元服に先立ち大赦を下し、宗室のうち永建元年正月甲寅の詔の発布以降に罪を犯して属籍から抹消された者を再登録するとともに、閻顯・江京らの知人と

姻族の禁錮刑を解除するよう命じた。また、宗室の属籍への再登録は、同順帝紀・陽嘉元年条に

三月、……庚寅、（順）帝、辟雍に臨みて饗射し、天下に大赦して、陽嘉と改元す。詔して宗室の属籍を絶てられし者、一切、籍を復せ。

とあるように、「永建」を「陽嘉」と改元するにあたり大赦を下した詔においても命じている。すると、宦官と「順帝擁立派」は、順帝の正統性の確保に努めたものの、その目的を必ずしも十分には達成することができなかったことになる。

これに加えて、「順帝擁立派」による「反劉保派」の懐柔が失敗したことにより、順帝による円滑な統治を脅かす不安要素はかえって増したとみられる。それゆえ、「反劉保派」ならびに宗室に対する特別な配慮が、右のごとく重ねてなされたのである。

こうした状況のもとで順帝による統治の安定を維持するためには、その帝位継承を支持する勢力を新たに形成する必要がある。特に政策案の作成と審議を担当する諸官については、順帝と親近な関係にある人物を任用することが求められたであろう。そこで「順帝擁立派」は「親劉保派」らと連携して集団指導体制を構築し、そこに順帝の血族（肺腑）と姻族（尚主婚家）を積極的に参画させたのである。

ところが、陽嘉元年に廷尉張皓が、その翌年には大鴻臚来歴が病死した。「順帝親政派」の主要な人物が相次いで死去

したことにより、集団指導体制を従前の形のまま維持することは困難になりつつあった。折しも元服を迎えた順帝は、名実ともに親政を開始するにあたり、従来の集団指導体制の代わりに自分を輔佐する新たな体制を構築する必要性に迫られたのである。

この当時の政治状況を示す史料として、『後漢書』周举列伝がある。

永和元年、灾異、數々見わる。省内、之を惡み、詔して公・卿・中二千石・尚書を召し、顯親殿に詣らしめ、問いて曰く、「……北郷侯は、親ら天子と爲るに、而るに葬るに王の禮を以てす。故に數々灾異有り。宜しく尊諡を加えて、昭穆に列すべし」と。羣臣・議者、多く宜しく詔旨の如くすべしと謂う。（周）舉、獨り對えて曰く、「……北郷侯は本より正統に非ず、姦臣の立つる所なり。立ちて歳を踰えず、年號、未だ改まらず、皇天、祐けず、大命、夭昏す。春秋に、王子猛は「崩」と稱さず、魯子野は「葬」と書さず。今、北郷侯は它的功徳無きも、王の禮を以て之を葬り、事に於いて已に崇めれば、宜しく諡を稱うべからず。灾眚の來たるは、此れに由らざるなり」と。是に於いて司徒黃尚・太常桓焉等七十人、舉と議を同じくす。（順）帝、之に従う。

永和元年（一三六）に災異が発生した時、順帝はその原因を、北郷侯を天子の礼ではなく「王の禮」（諸侯王の礼）をもつ

て葬ったことに求め、そこで北郷侯に諡号を追贈して昭穆に列せさせようとした。臣下たちの多くは順帝に賛同したが、司隸校尉周舉のみは北郷侯が「正統」ではないことを理由に反対し、そのため北郷侯への追贈は実現しなかった。この事件は梁商が大將軍に昇進した陽嘉四年の翌年に起きたものであるが、右のような順帝と臣下たちのやり取りからは、永和元年の時点においても臣下たちが順帝の正統性に対する不安を払拭し得ていなかったことに加えて、順帝自身も自分の正統性に不安を抱いていたことが分かる。

かかる状況のもとで順帝が統治の安定を実現するためには、自分と親近な関係にある血族（肺腑）・姻族（尚主婚家・外戚）のなかから自らの支持者を選び、政策案の作成と審議に中心的に参加させる必要があった。そこで順帝は、姻族（外戚かつ尚主婚家）の梁商を大將軍に任用して「輔政」の任を委ね、それを通じて政策形成を間接的に掌握しようとしたのである。このように、順帝が梁氏を任用して親政した背景には、順帝の正統性に対する不安という政治的な問題があった。そのような正統性に対する不安は、やはり安帝の継嗣問題に起因するものとみなし得る。

永和六年（一四一）八月、梁商が大將軍在官中に死去すると、順帝は、その後任として、梁商の子たる執金吾梁冀を任用し、大將軍の官を事実上世襲させた。さらに順帝は、肺腑たる司徒劉寿らを三公に引き続き在官させた。これらのこと

からは、姻族（外戚かつ尚主婚家）の梁氏に「輔政」の任を世襲させると同時に、三公を本官とする血族（肺腑）とともに彼らを政策案の作成と審議に参加させようとする、順帝の意思を見て取ることができる。

ところが、梁冀は、『後漢書』卷五六種畧列伝に

順帝の末、侍御史と爲る。時に遣わす所の八使たる光祿大夫杜喬・周舉等、糾奏する所多きに、而るに大將軍梁冀及び諸宦官、互いに爲に救わんことを請う。事、皆な寢遏せらる。

とあるように、漢安元年（一四二）の「八使巡行」（八名の監察官が順帝の勅命により地方を巡察した出来事）に際して、不正を働いて罪に問われた地方長官の後ろ盾となるなど、権勢を振るうようになった。さらに梁冀は、建康元年（一四四）八月に順帝が崩御した後も、第九代の冲帝（在位…一四四～一四五）・第一〇代の質帝（在位…一四五～一四六）・桓帝のもとで専権を振るい、ついには臣下たちの多くが彼を周公に準えようとするに至った。³⁵順帝は、梁氏に「輔政」の任を世襲させることを通じて政策形成の過程を間接的に掌握しようとしたものの、その結果として、梁氏が国政を恣意的に運用する事態を招いたのであった。

おわりに

本稿では、後漢における皇帝支配の特色の一端を明らかにするために、順帝の親政の構造とその政治的な背景を検証した。その検証結果をまとめると次の通りである。

【1】順帝の親政は、①宦官と「順帝擁立派」による「反劉保派」の取り込みとその挫折、②「順帝親政派」による集団指導体制の構築、③姻族（外戚かつ尚主婚家）の梁氏による「輔政」、という三つの段階を経て展開した。これらの各段階においてはいずれも、順帝の血族（肺腑）と姻族（尚主婚家・外戚）が政策案の作成と審議に参加していた。

【2】順帝の親政が【1】のように展開した背景には、順帝の正統性に対する不安という政治的な問題があった。そのような正統性に対する不安は、安帝の継嗣問題に起因するものである。

【3】順帝は、梁氏に「輔政」の任を世襲させることを通じて政策形成の過程を間接的に掌握しようとしたが、その結果として、梁氏が国政を恣意的に運用する事態を招いた。

このように、順帝は自分の正統性に不安を抱えつつ親政するにあたり、血族・姻族を政策形成に参加させ、それによって統治の安定を実現しようとしていた。その順帝の父たる安

帝もまた、殤帝の兄たる平原王劉勝（和帝の長子）が存命であり、かつ帝位継承者として必ずしも不適當ではなかったにもかかわらず、殤帝から帝位を不当に継承した。この点において、安帝の正統性は欠如していた。³⁶そこで安帝は、親政するにあたって、血族（肺腑）・姻族（尚主婚家・外戚）のうち自分の支持者を、「1」禁中の外部で政策案の作成・審議を担当する諸官（大將軍・三公・九卿）、「2」禁中の内部で政策案の作成・審議を担当する官（侍中）、に任用し、それを通じて政策形成の過程を自ら掌握しようとした。しかし、その結果として、血族・姻族による政策形成の過程の恣意的な運用を招いた。³⁷このような安帝の親政の構造に加えて、本稿の検証結果を勘案するならば、後漢の皇帝は、自分の正統性を十分に確保し得ない場合には、血族・姻族を政策形成に参加させて親政する傾向にあり、このことが彼らによる国政の恣意的な運用を招く要因の一つとなった、という可能性を想定することができる。もしそうであれば、後漢の皇帝支配が外戚の専権により弱体化した背景には、従来想定されてきた皇太后の臨朝に加えて、「皇帝の正統性の動揺」という政治的な問題も存在していたことになる。その「皇帝の正統性の動揺」は、これまでの検証結果に基づくと、継嗣問題（安帝の場合は殤帝の継嗣問題、順帝の場合は安帝の継嗣問題）の発生に起因するものと想定される。

また、皇帝の正統性とは、その統治の裏づけとなる権威に

他ならない。これまでに検証した安帝・順帝の親政の構造からは、血族・姻族の任用を通じて権力を掌握することにより、権威の動揺を補完しようと苦慮する後漢の皇帝の姿が浮かび上がってくる。ただし、そのような対応策は、皇帝自身の権力をかえって弱める結果を招いた。しからば、後漢の皇帝支配の弱体化は、皇帝の権威の動揺がその権力の掌握の形を歪めさせた結果生じたもの、とみなすことも可能かもしれない。このことは、当時の皇帝支配の特色を、支配の衰退の面から検証する際の重要な手がかりとなる可能性もある。ただし、以上の仮説を検証するためには、桓帝ら順帝期以降の皇帝についても、その親政の構造を検討する必要がある。それについては今後の課題と思う。

注

- (1) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』(弘文堂書房、一九三二年、一〇頁)、李学銘『東漢外戚存亡与洛陽北宮建置形勢的關係』(『中国学人』一九七〇・一、一九七〇年。後に同氏『東漢史事述論叢稿』、万卷楼図書、二〇一三年に収録)、狩野直禎『後漢政治史の研究』(同期舎出版、一九九三年、三五七～四九三頁)、渡邊義浩A『後漢國家の支配と儒教』(雄山閣、一九九五年、二七一～三二五頁)、東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五年、九一～一四一・一九三～二四六・三二八～三三六頁)、衛広来『漢魏晉皇權嬗代』(書海出版社、二〇〇二年、三六～六〇頁)、好並隆司A『後漢期、皇帝・皇太后の政治と儒家思想』(『史学研究』二五六、二〇〇七年。後に同氏『後漢魏晉史論攷—好並隆司遺稿

集』—溪水社、二〇一四年に収録)など。

- (2) 最近では、好並前掲論文A・B「皇太后称制の統治機構」(『広島東洋史学報』一二、二〇〇七年。後に同氏『後漢魏晉史論攷—好並隆司遺稿集』)に収録)、平松明日香『後漢時代の太后臨朝とその側近勢力』(『東洋史研究』七二・二、二〇一三年)などが、皇太后の臨朝の構造、ならびに皇太后の権力と外戚の権力の関係について検討している。
- (3) 狩野前掲書(四一九～四三九頁)。また、以下に述べる皇太子劉保の廃位に関しては、拙稿A『後漢安帝の親政とその統治の構造』(早稲田大学長江流域文化研究所編『中国古代史論集—政治・民族・術数』、雄山閣、二〇一六年所収)も参照。
- (4) 小尾孝夫「劉宋前期における政治構造と皇帝家の姻族・婚姻関係」(『歴史』一〇〇、二〇〇三年)は、劉宋において公主を娶った一族を「尚主婚家」と呼称している。本稿で用いる「尚主婚家」の語は、この概念を後漢に援用したものである。
- (5) 渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年、三〇～三四・五八～六四頁)。
- (6) 拙著『後漢政治制度の研究』(早稲田大学出版部、二〇一四年、二二三～二四八頁)を参照。
- (7) 「録尚書事」の内容をめぐっては諸説あるが、前掲拙著(九六～一〇八頁)では、「録尚書事」を「尚書の事を録ぶ」と訓読し、官僚機構の統率と国政の総覧を許可されたことを示す慣用的な表現と解した。
- (8) 馮石の出自とその政治姿勢については、前掲拙稿Aを参照。
- (9) 劉熹・劉授の出自とその政治姿勢、ならびに肺腑の内容については、前掲拙稿Aを参照。
- (10) 李邵の事績については、狩野前掲書(四四七～四四九頁)を参照。

- (11) 和帝期以降の官僚たちについて、狩野前掲書(四一三～四一四・三七八～三八〇・四四一～四四三頁)は、儒教を修得して官界に進出し、外戚・宦官による国政の恣意的な運用を儒教倫理に反するものとみなして批判した官僚たちを「礼教派」と総称する。これに対して上谷浩一A『清流派』の系譜「後漢時代中期の地方行政刷新とそのブレイク」(『古代文化』四七・一、一九九五年)・B「後漢時代中後期の自然災害と党錮事件」(『大阪体育大学紀要』四五、二〇一四年)は、当時の官僚たちの行動原動力を、儒教倫理のみならず、「地方行政刷新」(自然災害への対策の立案・実施、ならびに外戚・宦官らと結託する地方長官による不正の取り締まり)への取り組み方にも求めるべきであるとし、「地方行政刷新」を目指す官僚たちを「刷新派」と総称する。その上で、「刷新派」の多くは鄧騭など「地方行政刷新」の推進に積極的な外戚との連携を図っていたが、彼らの一部は外戚による国政の恣意的な運用を批判していた、としている。上谷氏の指摘する通り、確かに和帝期以降においては、自然災害の発生と地方長官の不正の横行が重要な政治問題となっていた。しかし、実際には、これら地方行政に関わる事柄以外にも様々な政治問題が存在していたはずである。また、複数の官僚どうしが、ある問題に対しては共通の姿勢で臨んだとしても、別の問題に対しては姿勢を異にする場合もあり得たであろう。そのため本稿では、「刷新派」という枠組みを一旦置き、順帝期の三公任官者を順帝の帝位継承に対する政治姿勢に基づいて分類することとする。
- (12) 災異策免については、影山輝國「漢代における災異と政治―宰相の災異責任を中心に―」(『史学雑誌』九〇・八、一九八一年)を参照。
- (13) 富田健之「漢代における司隸校尉」(『史淵』一二一、一九八四年)。
- (14) 故吏については、鎌田重雄「漢代の門生・故吏」(『東方学』七、一九五三年。後に同氏『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年に収録)を参照。
- (15) 廖伯源「東漢將軍制度之演變」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇・一、一九八九年。後に同氏『歴史与制度 漢代政治制度試釈』、香港教育図書公司、一九九七年に収録)。
- (16) 前掲拙稿Aを参照。
- (17) 張皓の事績については、狩野前掲書(三七五～三八四頁)を参照。
- (18) 前掲拙稿Aを参照。
- (19) 門生については、鎌田前掲論文を参照。
- (20) 徐芬・翁頌「試論鄧氏外戚対順帝初期中樞政局的影響」(『史学集刊』二〇一〇・四、二〇一〇年)は、張皓・朱寵ら順帝期に三公・九卿を歴任した官僚たちが鄧騭の辟召や推挙を受けていたことや、安帝期に孫程が中黄門に任用されて鄧太后の居所たる長楽宮に「給事」(『後漢書』卷七八宦者列伝)していたことなどを指摘した上で、鄧氏の存在は順帝期の政治過程にも大きな影響を与え続けたとしている。だが、先述した朱寵と桓焉の関係や彼ら兩名と劉光の関係に見えるように、順帝期の士人の人脈は、鄧氏との関係のみに依拠するものではなかった。それゆえ、順帝期の政治過程を理解するにあたって、鄧氏の影響を過大に評価する見方には慎重にならざるを得ない。
- (21) 前殿・禁中の位置と主な用途については、前掲拙著(五九～六八頁)を参照。三公の官衛の位置については、渡辺信一郎前掲書(三〇～三四・五八～六四頁)を、尚書台の官衛の位置については、前掲拙著(二二六～二二九頁)を参照。また、後漢洛陽城の構造については、前掲拙著(二六六～二六七頁)所載の概念図(図6・2)も参照。

(22) 前掲『後漢書』虞詡列伝の「防不得已、趨就東箱」に付された李賢注に「埤蒼云、「箱、序也」。字或作「廂」とあるように、「東廂」は「東箱」と同じ場所を指す。

(23) 前掲『後漢書』虞詡列伝に見える「三公」は、陶敦が司空を罷免された時期から判断して、彼と太尉朱寵・司徒朱伉である（『後漢書』順帝紀）。ちなみに、虞詡列伝所載の虞詡の上書に「二府恐爲臣所奏、遂加誣罪」とあるが、中華書局標点『後漢書』の「校勘記」は、その前文に「三公劾奏（虞）詡盛夏多拘繫無辜」とあることから、「二府」を「三府」の誤りとする。

(24) 尚書台の機能については、前掲拙著（二一三～二四八頁）を参照。

(25) 邢義田「漢代「故事」考述」（勞貞一先生八秩榮慶論文集編輯委員會主編『勞貞一先生八秩榮慶論文集』、台北出版、一九八六年所収。後に同氏『秦漢史論稿』、東大図書、一九八七年に改題の上、収録）。

(26) 福永善隆「書評 渡邊将智著『後漢政治制度の研究』（『史学雑誌』一二四・七、二〇一五年）は、前掲『後漢書』左雄列伝所載の尚書僕射虞詡の上疏に「伏見、議郎左雄數上封事、至引陛下身遭難厄、以爲警戒。……宜擢在喉舌之官。必有匡弼之益」とあり、左雄が尚書に任官すれば「匡弼之益」があるだろうと虞詡が述べていることを論拠として、尚書台は文書伝達以外の機能を担っていたとする。しかし、右の左雄列伝の前文に「永建初、公車徵拜議郎。時順帝新立、大臣懈怠、朝多闕政。（左）雄數言事、其辭深切。尚書僕射虞詡以雄有忠公節、上疏薦之曰、「……」とあるように、虞詡の上疏は永建年間の初めに提出されたものである。先に確認した通り、この時期には三公・尚書による前殿での奏上が開始された。しからば、虞詡が尚書に期待した「匡弼」の役割は、当時の尚書台が本来的に担っていたものではなく、国政を正し助

ける役割を臨時的に委ねられたことにより担うようになったもの、と解することができる。

(27) 孔德瑄主編・孔子世家講義修工作協会編纂『孔子世家譜』（文化芸術出版社、二〇〇九年、二二頁）。なお、『孔子世家譜』では、孔扶が司空を策免された後に「宏農太守」に任官したとするが、後漢は「宏農」という名の郡を設置していない。ここでの「宏農太守」は「弘農太守」の誤りであろう。

(28) 『後漢書』卷一〇皇后紀下は「舞陽長公主」につくるが、李賢注は、同卷一六鄧禹列伝附鄧訓列伝ならびに同卷三四梁統列伝附梁松列伝が「舞陰長公主」につくっていることから、皇后紀の記事を「舞陰長公主」の誤りとする。

(29) 「輔政」については、前掲拙著（二〇〇～二〇五・二九五～二九八頁）を参照。

(30) 徐芬・翁頌前掲論文。

(31) 傍系の帝位継承ならびにその一事例としての安帝の帝位継承については、拙稿B「後漢安帝の親政と外戚輔政」（『東洋学報』九三・四、二〇一二年）を参照。ちなみに、後漢においては、傍系に帝位を継承させるための論拠として、『春秋公羊伝』成公十五年の伝文の「公孫嬰齊、則曷爲謂之「仲嬰齊」。爲兄後也。爲兄後、則曷爲謂之「仲嬰齊」。爲人後者爲之子也。爲人後者爲其子、則其稱「仲」何。孫以王父字爲氏也。然則嬰齊孰後。歸父也」が主に用いられた。安帝もまた、右の伝文を論拠として和帝と父子関係を擬制した上で、傍系から帝位を継承した（『後漢書』安帝紀・即位年条）。

(32) 安帝と北郷侯は、和帝と清河王劉慶（安帝の父）・濟北王劉寿（北郷侯の父）が兄弟であることから、従兄弟にあたる。それゆえ、安帝崩御後、北郷侯が和帝（安帝の擬制上の「父」と父子関係を擬制した上で、傍系から帝位を継承することは、理論上は可能で

あった。しかし、実際には、閔太后は北郷侯を安帝の継嗣と定めた。この点においても、北郷侯の正統性は著しく欠如していた。

- (33) 『後漢紀』 卷一七安帝紀下・延光四年条に、閔氏誅滅後のこととして「初、上之廢、閔后豫焉。議郎陳禪以爲、「太后與上無母子之恩、當廢」。羣臣咸以爲宜」とあり、議郎陳禪は皇太子劉保の廃位に加担した閔太后を廃位しよう順帝に求めた。閔太后の廃位は順帝の反対によって実現しなかったが、臣下たちの多くは陳禪の意見に賛同した。このこともまた、宦官と「順帝擁立派」が順帝の正統性を確保する一環として講じた措置、といえるかもしれない。

- (34) 後漢において、宗室のうち罪を犯した者を属籍に再登録する措置は、和帝の元興元年四月と殤帝の延平元年六月にも実施された（『後漢書』 卷四和帝紀・元興元年条、同殤帝紀・延平元年条）。ただし、一人の皇帝の治世に複数回実施された点において、順帝期における宗室の属籍への再登録は異例の措置であったといえる。
- (35) 渡邊義浩 B 『後漢における「儒教国家」の成立』（汲古書院、二〇〇九年、九八～一〇六頁）によれば、王莽が「周公の故事」（周公が幼少の成王の叔父という立場で国政を代行したことを内容とするもの）を論拠として自らを周公に準え、それによって前漢の篡奪を正当化したため、後漢では臣下に準える行為を危険視していた。

(36) 前掲拙稿 B を参照。

(37) 前掲拙稿 A を参照。

（就実大学人文科学部総合歴史学科講師）